

令和7年度版

解体・耐震を
建替え・耐震を
ご検討の方へ

密集住宅市街地整備のための

補助制度のご案内

解体

建替え

耐震

解体



古い木造住宅の解体

P.3

建替え



古い建物の建替え

P.4・5



狭あい道路の拡幅

P.5

耐震



耐震診断・耐震改修・耐震除却

P.6



ブロック塀等の撤去・新設

P.6

ご相談・お問い合わせ先

裏表紙



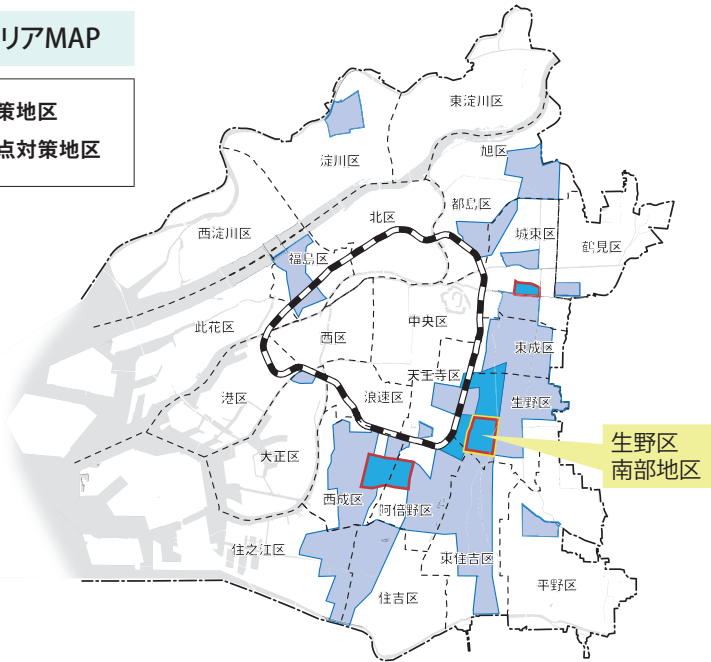
密集住宅市街地のための補助制度 をご活用ください！

大阪市には、ＪＲ大阪環状線外周部等の震災による焼失を免れた地域を中心に、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多く、防災面や住環境面でさまざまな課題を抱えた密集市街地が広く分布しています。これらの密集市街地における防災性の向上を図るため、令和３年度から「対策地区」・「重点対策地区」を設定し、各種補助制度を実施しています。



対象エリアMAP

対策地区
重点対策地区



のエリアは令和８年度より補助対象エリアの指定が変わります。
それに伴い、補助の内容や要件、補助限度額等が変わる可能性があります。

「密集住宅市街地」とは…

対策地区〔約3,800ha〕

面的な災害の可能性が高い密集市街地
(防災性向上重点地区)

【対象区】

淀川区・旭区・都島区・福島区
鶴見区・城東区・天王寺区・東成区
生野区・大正区・阿倍野区・西成区
平野区・東住吉区・住吉区・住之江区
の一部

重点対策地区〔約470ha〕

燃えにくさ(延焼危険性)、逃げやすさ
(避難困難性)の2つの指標を
達成していない防災街区

【対象区】

城東区・天王寺区・東成区・生野区
阿倍野区・西成区
の一部

※対象エリアの詳細はP.9~10をご参照ください

補助制度早見表

	補助対象エリア			補助対象項目		
	重点対策地区	対策地区	大阪市全域	解体費	設計費等	整備費
A 狭い道路に面した木造住宅の解体補助	●	●		●		
B 防災空地の整備補助	●			●		● (空地)
C 建替建設費補助 (集合住宅)	●			●	● (設計・工事監理)	● (共同施設)
D 建替建設費補助 (隣地取得型)	●	●		●	● (設計・工事監理)	● (災害時避難通路)
E 防災コミュニティ道路 沿道の建替え	● (認定道路沿道)	※ (認定道路沿道)		●	● (設計・耐火構造費)	● (後退部の道路)
F 狭あい道路の拡幅 整備補助	●					● (後退部分)
G 耐震診断・耐震改修・ 耐震除却	●	●	●	●	● (診断・改修設計)	● (耐震改修)
H ブロック塀等の 撤去および新設	●	●	●	● (ブロック塀等)		● (フェンス等)

※…既認定路線のみ(新たな路線認定は重点対策地区のみにになります)

今すぐチェック

令和7年度よりオンライン申請
始めました！

詳しくは各制度のホームページ
(次ページ以降のQRコードからアクセス可)
をご覧ください。

1. 解体する
2. 建替える
3. 狭い道路を拡幅する
4. 耐震化する

老朽木造住宅の解体や建替えをご検討の方は
どのような補助制度を受けられるかご確認ください。
(一定の要件を満たす必要があります)
また、大阪府行政オンラインシステムの手続き
判定ナビ(各QRコードからアクセス可)において
活用できる補助制度(A～H)をご確認できますので
ご利用ください。

1. 解体する

対象エリアの確認

対策地区 または 重点対策地区

※対象エリアの詳細はP.9～10をご確認ください

対策地区

重点対策地区

いいえ

対象建物

(道路幅員) 4m未満
(建築年) S25年以前
(用途) 住宅(木造)

対象建物

(道路幅員) 6m未満
(建築年) S56.5.31以前
(用途) 住宅(木造)

活用できる補助制度

G 戸建住宅等の
耐震除却工事 P.6

※大阪市全域で
H12.5.31以前に
建てられた住宅で所定の
耐震性がないものが対象です
(事前に耐震診断が必要)

はい

はい

活用できる補助制度

A 狭い道路に面した
木造住宅の解体補助 P.3

※対象エリアによって補助率、
補助限度額が異なります

活用できる補助制度

B 防災空地の整備補助 P.3

※解体後、避難等に役立つ
防災空地として整備し、
地域住民等に管理していただきます

▼解体・建替



2. 建替える

対象エリアの確認

対策地区 または 重点対策地区

※対象エリアの詳細はP.9～10をご確認ください

はい

対策地区

重点対策地区

いいえ

対象建物

(建築年) S56.5.31以前
(用途) 問わない

住まいの建替相談
(建築士の無料派遣) P.7

※対策地区・重点対策地区が
対象です

補助対象外

いいえ

重点対策地区

重点対策地区

建替後の建物

集合住宅
(耐火・準耐火建築物)

建替後の建物

戸建住宅
(隣地取得後の敷地/耐火・準耐火建築物)

はい

はい

活用できる補助制度

C 建替建設費補助
(集合住宅) P.4

活用できる補助制度

D 建替建設費補助
(隣地取得型戸建住宅) P.4

その他の補助制度

E 防災コミュニティ道路沿道の建替 P.5

※防災コミュニティ道路沿道が対象エリアです

3. 狭い道路を拡幅する

対象敷地の確認

重点対策地区内にある4m未満の道路に
接する敷地

はい

いいえ

活用できる補助制度

F 狭あい道路の拡幅整備補助 P.5

補助対象外

▼狭い道路を拡幅する



4. 耐震化する

対象エリアの確認

対象の建物が大阪市内にある

いいえ

はい

はい

補助対象外

活用できる補助制度

G 戸建住宅等の
耐震診断・耐震改修 P.6

※空家を耐震改修する場合は
別途補助があります

活用できる補助制度

H ブロック塀等の
撤去および新設 P.6

▼戸建耐震



▼マンション耐震



▼ブロック



古い木造住宅の解体

A

狭い道路に面した古い木造住宅の解体 (狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度)



狭い道路に面した古い木造住宅を解体する場合、解体費用の一部を補助します。

対象エリア 「対策地区」・「重点対策地区」

補助率

【対策地区】 1／2以内

【重点対策地区】 2／3以内

対象建築物・対象敷地

【対策地区】 幅員4m未満の道路等に面した
昭和25年以前に建てられた木造住宅

【重点対策地区】 幅員6m未満の道路等に面した
昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

※接道条件により、補助の対象となる建物要件が変わる場合があります。

その他

解体後の跡地の用途は問いません。

補助限度額

【対策地区】 戸建住宅:75万円 集合住宅:150万円 (長屋等の一部解体は75万円)

【重点対策地区】 戸建住宅:100万円 集合住宅:200万円 (長屋等の一部解体は100万円)

大阪府都市整備推進センターの支援制度も活用できる場合があります。 ※詳細は P.7 をご確認ください。

B

防災空地の整備 (防災空地活用型除却費補助制度)



古い木造住宅を解体し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、解体費用、空地整備費用の一部を補助します。

対象エリア 「重点対策地区」

解体後の要件

対象建物・対象敷地

- 幅員6m未満の道路等に面した
昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅
- 敷地面積50㎡以上 など

- 災害時の避難等に役立つ防災空地として整備し、地域住民などが管理
- 3年以上、市と土地の無償使用貸借契約を締結

その他

本制度を活用して防災空地を整備した場合、
土地の固定資産税・都市計画税が非課税
になります(整備の翌年以降)

補助率

2／3以内

補助限度額

【解体費用】 戸建住宅:100万円
集合住宅:200万円
(長屋等の一部解体は100万円)

【空地の整備費用】 120万円

活用事例

整備前



整備後



大阪府都市整備推進センターの空き地コモンズ整備支援制度を併用することにより、
空地整備費用の自己負担を軽減することができます。

※詳細は P.7 をご確認ください。

古い建物の建替え



集合住宅への建替え (建替建設費補助制度)

古い建物を集合住宅（マンション、アパートなど）に建替える場合、設計費用、解体費用、共同施設整備費用の一部を補助します。



対象エリア

「重点対策地区」

対象敷地

敷地面積100㎡以上

補助率

2／3 以内

建替え前の主な要件

昭和56年5月31日以前に建てられた建物

※解体後2年以内の跡地に建設する場合も適用可

建替え後の主な要件

- ・ 集合住宅（耐火建築物、準耐火建築物など）
- ・ 一定規模以上の空地の整備、建物等の後退 など

活用事例

建替前



建替後



隣接する土地を取得した戸建住宅への建替え (建替建設費補助制度)

未接道敷地や狭小敷地を解消するために隣接する土地を売買で取得して、戸建住宅に建替える場合、設計費用、解体費用等の一部を補助します。



対象エリア

「対策地区」・「重点対策地区」

補助率

1／2 以内（重点対策地区は2／3 以内）

建替え前の主な要件

昭和56年5月31日以前に
建てられた建物

対象敷地

- ・ 平成30年4月以降に隣接する土地を売買
で取得
- ・ 取得後の敷地面積が80㎡以上150㎡未満
※建築確認申請における敷地面積とする

建替え後の主な要件

- ・ 戸建住宅（耐火建築物、準耐火建築物など）
- ・ 一定規模以上の空地の整備、又は建物等の後退 など

大阪府都市整備推進センターの支援制度も活用できる場合があります。 ※詳細は P.7 をご確認ください。



防災コミュニティ道路※沿道での建替え (主要生活道路不燃化促進整備事業)

防災コミュニティ道路に面した建物の建替え等をする場合、
解体費用、建設費用、道路後退整備費用等の一部を補助します。



対象エリア

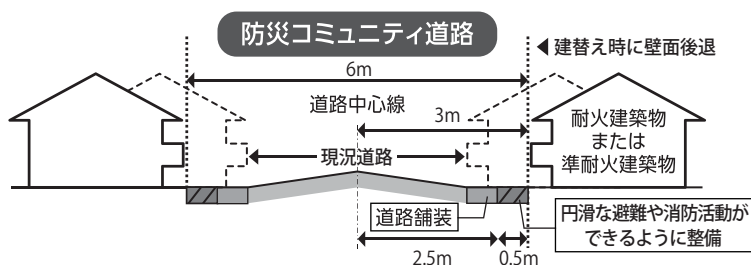
防災コミュニティ道路沿道

これまでに認定した防災コミュニティ道路

東成区1路線、福島区2路線、
阿倍野区1路線、生野区9路線

詳しくは、大阪市ホームページでご確認ください

▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000062769.html>



補助率

建替え前の建物の解体費 2/3 以内

建替え後の建物の設計費
及び耐火構造費 1/2 以内

セットバックに係る道路整備費 1/2 以内

補助限度額

	現況道路幅員	
	5 m未満	5 m以上
一般敷地	150万円	100万円
狭小敷地等	200万円	150万円

※防災コミュニティ道路：地域ぐるみで沿道建物の不燃化と概ね6mの道路空間の確保に取り組み道路として地域からの申請を受け、市が認定する道路

狭あい道路の拡幅



狭あい道路の拡幅整備 (狭あい道路拡幅促進整備事業)

幅員4m未満の道路 (狭あい道路) に面した建物の建替え等の際、後退した部分を道路として整備する場合、拡幅整備費用の一部を補助します。



対象エリア

「重点対策地区」

補助率

2/3 以内

対象敷地

道路中心線から2m後退が済んでいない、

建築基準法 **第42条第2項** および **附則第5項** に
基づく道路に接する敷地

※敷地面積が500㎡を超えるなど、補助の対象外となる場合あり

活用事例

整備前



整備後



耐震化の促進

G

戸建住宅等の耐震診断・耐震改修・耐震除却

一定の要件を満たす民間戸建住宅等の耐震診断費用・耐震改修工事費用・耐震除却工事費用の一部を補助します。



対象エリア

大阪市全域

補助率

耐震診断 ▶ 10／11 以内

耐震改修工事 ▶ 1／2 以内

耐震改修設計 ▶ 2／3 以内

耐震除却工事 ▶ 1／3 以内

補助限度額

耐震診断 ▶ 5万円×戸数／棟 かつ 20万円／棟

耐震改修設計 ▶ 10万円×戸数／棟 かつ 18万円／棟

耐震改修工事 ▶ 100万円×戸数

耐震除却工事 ▶ 50万円×戸数／棟 かつ 100万円／棟

空家の場合は、別途補助があります

空家利活用改修補助事業

耐震改修工事に加えて、省エネ化やバリアフリー化などの住宅の性能向上に資する改修工事にも補助します

補助要件

- 不動産市場に賃貸用又は売却用として流通しておらず、3か月以上空家であること
- 利活用事例として、大阪市が情報発信することに了承できること
- 改修により所定の耐震性を確保すること、又は耐震性を有すること など



H

ブロック塀等の撤去・新設 (ブロック塀等撤去促進事業)

道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去および軽量フェンス等の新設工事に要する費用の一部を補助します。



対象エリア

大阪市全域

補助率

1／2 以内

補助限度額

撤去 ▶ 15万円

新設 ▶ 25万円

対象となるブロック塀等

道路等に面し、安全性の確認ができない、高さ80cm以上のブロック塀等

補助対象項目

- 対象となるブロック塀等について、高さ80cm未満となるよう撤去する工事
- 補助を受けてブロック塀等を撤去した範囲内で、軽量フェンス等を新設する工事

その他の支援制度

住まいの建替相談 専門家派遣による建替えのアドバイスを実施します

老朽住宅の建替えに関する相談に対し、アドバイザー（建替計画への技術的なアドバイスを行う建築士）を無料で派遣します。対象エリアにおいて、昭和56年5月31日以前に建築された住宅を所有する個人、又はその住宅が建っている土地を所有する個人等が対象になります。

詳しい要件や制度内容については、ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください。



お問い合わせ先 | 大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口 TEL.06-6882-7053

再開発住宅（都市再生住宅）を活用した 民間老朽住宅建替支援制度があります

重点対策地区において老朽住宅の解体や建替え等を実施する場合に、一定の要件を満たすものについては、お住まいの方の移転先として、生野区南部地区整備事業において建設した再開発住宅を活用することができます。

詳しい要件や制度内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 | 大阪市都市整備局 住環境整備課（大阪市役所7階） TEL.06-6208-9235

大阪府都市整備推進センターの支援制度を あわせて活用できる場合があります

大阪府都市整備推進センターでは下記の支援制度を実施しており、一定の要件を満たすものについては、大阪市の各種補助制度と併用できる場合があります。

A (P.3)と併用：文化住宅等売却支援

→文化住宅等を売却する土地所有者に対し売却時の諸費用の一部を助成します。

：除却促進支援

→文化住宅等を除却し、空き地として管理する場合、3年を限度に管理費等の一部を助成します。
(重点対策地区に限る)

B (P.3)と併用：空き地コモンズ整備支援

→当面利用予定のない土地を地域住民のための共用スペースとして活用する際の土地整備費、建物改修費、管理費の一部を助成します。

D (P.4)と併用：隣地統合支援

→隣地を統合して宅地形成を行う所有者に対し、必要経費（測量・明示費用、登記費用等）の一部を助成します。

その他にも大阪府都市整備推進センターでは、対策地区内の自治会等による「まちづくり活動」や「感震ブレーカーの設置活動」に対する各種支援制度を実施しています。

詳しい要件や対象エリアについては、ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 | 大阪府都市整備推進センター まちづくり推進室 TEL.06-6262-7713



住宅ローン【フラット35】の金利の引下げを受けることができます

大阪市では、【フラット35】地域連携型との連携に関する協定を住宅金融支援機構と締結しています。これにより、**A B D E**の補助制度の活用後に戸建住宅を建設する場合、所定の要件を満たす方は、【フラット35】地域連携型として借入金利が当初5年間、年0.25パーセントの引下げを受けることができます。詳しい内容や手続きについては、ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 | 大阪市都市整備局 住環境整備課（大阪市役所7階） TEL.06-6208-9234



『地域防災力向上のススメ-密集市街地の防災活動アイデア集-』 ぜひご活用ください！

密集市街地における地域防災力の向上を目的に
地区防災計画の改定の進め方や地域課題に対する取組事例などを
防災活動アイデア集としてまとめました。

地域での防災活動の参考資料としてご覧いただき、防災まちづくりにご活用ください。
今からできる「防災」を地域で始めましょう！

▼デジタルブックを
閲覧できます



地域防災力向上のススメ
-密集市街地の防災活動アイデア集-



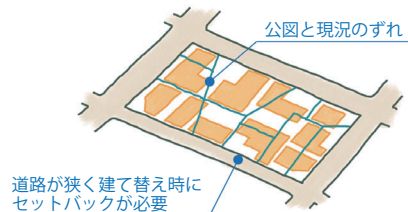
お問い合わせ先 | 大阪市都市整備局 住環境整備課（大阪市役所7階）TEL.06-6208-9234

地籍整備型土地区画整理事業により公図混乱を解消できます

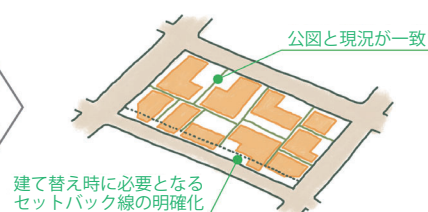
大阪市では、重点対策地区のうち公図と現況に極めて大きなずれがある地域において、老朽住宅の建替えを促進するため、小規模な土地区画整理事業を実施することにより、公図混乱の解消に取り組んでいます。事業実施には地域のみなさまの合意形成が必要となっており、本市がみなさまの取り組みをサポートします。
詳しい内容については、ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

■事業のイメージ

【事業前（公図と現況がずれている）】



【事業後（公図と現況が一致）】



■事業の効果

老朽住宅の建替えが進むことで、まちの不燃化が図られ、災害時の避難等に役立つ道路空間が確保されます。



お問い合わせ先 | 大阪市都市整備局 連携事業課（大阪市役所7階）

TEL.06-6208-9403

よくあるご質問

共通

Q1. 申請書の様式は、どこでもらえますか。

A1. 受付窓口のほか、大阪市ホームページからダウンロードできます。（裏表紙参照）

Q2. 申請書類のうち公的証明書は、どこでもらえますか。

A2. 公的証明書の主な発行場所は下表のとおりです。

※1※2 納税証明書 課税証明書 ※1※2 固定資産（家屋）評価証明書	大阪市内の市税事務所又は区役所・区役所出張所
※1 土地・建物登記事項証明書 ※1 登記簿謄本 公図	対象の土地・建物を管轄する登記所（法務局・支局・出張所） （注）登記情報交換サービスを利用することで、最寄りの登記所でも請求可能

※1 各行政機関において、オンライン申請システムがあります。

※2 マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスがあります。

Q3. 既存建物の建築年が不明ですが、どのように確認するのですか。

A3. 固定資産（家屋）評価証明書で建築年を確認します。証明書の発行申請時に、建築年の記載を依頼してください。

解体費の補助

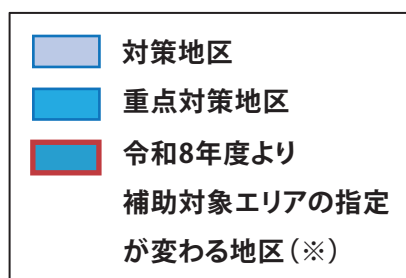
Q4. 補助金を活用して事業を行う場合、施工業者を紹介してもらえますか。

A4. 紹介はしておりません。

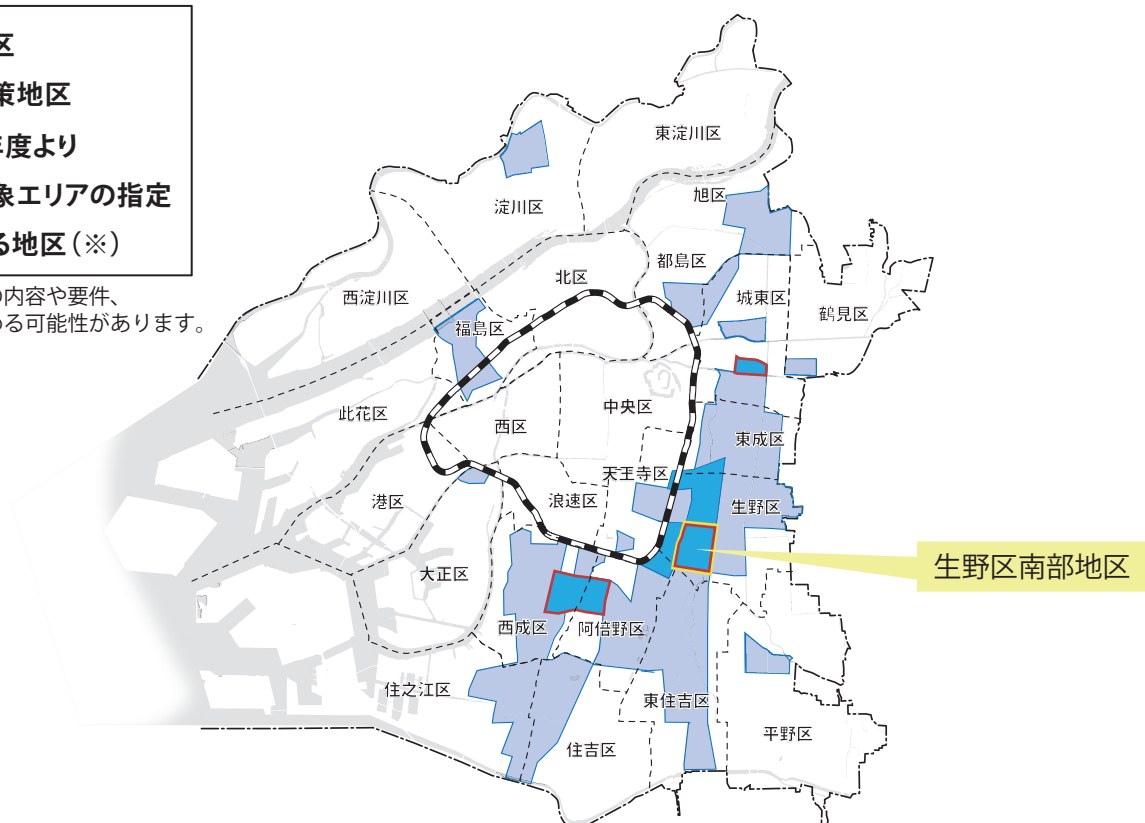
Q5. 角地で、敷地に面する道路の一方が広くもう一方が狭い場合は補助対象になりますか。

A5. 狭い方の道路が要件を満たしていれば、補助対象となります。

対策地区および重点対策地区の位置図



※変更に伴い、補助の内容や要件、補助限度額等が変わる可能性があります。



下線なし:対策地区 下線あり:重点対策地区 下線あり、網かけあり:令和8年度より補助対象エリアの指定が変わる地区

区名	町丁名
淀川区	新高1丁目(3番、4番(歌島豊里線以北、服部十三線(国道176号線)以东))、新高3丁目、西三国1~3丁目、西三国4丁目(3番の一部、4~10番)、西宮原2丁目(2~6番)、西宮原3丁目、三国本町2~3丁目
旭区	今市1~2丁目、大宮1丁目(2~7番、14~19番(市道(柳通)以北))、大宮2~4丁目、清水1~3丁目、新森1~5丁目、千林1~2丁目、高殿7丁目、中宮1丁目(12~14番(阪神高速守口線以东、市道(柳通)以北))、中宮2丁目(20~25番(阪神高速守口線以东))、中宮3丁目(13~17番(阪神高速守口線以东))、中宮4丁目(13~15番(阪神高速守口線以东))、森小路1~2丁目
都島区	東野田町5丁目、都島中通1~3丁目、都島本通3~5丁目、都島南通1丁目(21番、22番(都島東野田線以东))、都島南通2丁目
福島区	海老江2~8丁目、大開1~2丁目、玉川3丁目(3~11番(中央卸売市場北側市道以北))、玉川4丁目、野田2丁目(2~24番(中央卸売市場北側市道以北))、野田3丁目、野田5丁目、野田6丁目(1~4番)、吉野2~4丁目
鶴見区	今津中1丁目(6番、9番(片町徳庵線以南、今津中学校西側市道以西))、今津南1丁目(1番、3番、5番、7番、8番(今津中学校西側市道以西))、放出東2丁目(4~8番、17~21番(片町徳庵線以南))、放出東3丁目(2番、3番、6~33番(JR片町線(学研都市線)以北))
城東区	今福西1~2丁目、今福南1~2丁目、蒲生3~4丁目、新喜多2丁目(4~6番(JRおおさか東線以东))、 <u>鴨野東3丁目</u> 、成育1丁目(1~3番(京阪本線以西))、成育3~5丁目、 <u>天王田</u> 、中浜1~3丁目、野江1丁目(1~11番、12番の一部、13、14番(京阪本線以西))、野江2~4丁目、東中浜1~9丁目
天王寺区	上之宮町、上本町7丁目(1番、4番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、上本町8丁目(1番、4番、5番、9番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、上本町9丁目(1番、4番、5番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、勝山4丁目(2番、3番、5番、6番(勝山通線(勝山通)以北))、烏ヶ辻1~2丁目、北河堀町(4~10番(東野田河堀口線(上町筋)以西))、北山町、小宮町、細工谷1丁目(4~10番(生玉片江線以南))、細工谷2丁目、 <u>下味原町</u> 、真法院町、大道1丁目(6~14番(芦原杭全線以南))、堂ヶ芝1丁目、堂ヶ芝2丁目(2~18番(生玉片江線以南))、 <u>東上町</u> 、悲田院町(1~7番(玉造筋以北))、堀越町、松ヶ鼻町

区名	町丁名
東成区	大今里1～4丁目、大今里西1～2丁目、大今里西3丁目、大今里南1～5丁目、 大今里南6丁目(1～3番、6～8番、10～13番、15～18番、20～27番(新庄大和川線(内環状線)以西))、 神路1丁目(7～15番(築港深江線(中央大通)以南))、神路2～4丁目、玉津1～2丁目、玉津3丁目、中道2丁目、中道4丁目、 中本1～5丁目、東今里1～3丁目、東小橋3丁目(15～20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))、東中本1～3丁目、 深江北1丁目(2～17番(築港深江線(中央大通)以南))、深江南1丁目
生野区	生野西1～4丁目、勝山北1～2丁目、勝山北3～5丁目、勝山南1～2丁目、小路1～3丁目、小路東1～6丁目、 新今里1～7丁目、田島1～5丁目、巽北1～4丁目、巽西1～4丁目、鶴橋1～5丁目、中川1～6丁目、中川西1～3丁目、 中川東1～2丁目、林寺1丁目、林寺2丁目(17番の一部、19～27番(生野線以南))、林寺4丁目、林寺6丁目、桃谷1丁目、 桃谷2丁目(1～4番、5番の一部、6～28番(生玉片江線以南))、桃谷2丁目(5番の一部(生玉片江線以北))、桃谷3～5丁目
生野区 南部地区	生野東1～4丁目、勝山南3～4丁目、舍利寺1～3丁目、林寺2丁目(1～16番、17番の一部、18番(生野線以北))、 林寺3丁目、林寺5丁目
大正区	三軒家西1丁目(5～27番(JR環状線以南))、三軒家西2～3丁目
阿倍野区	旭町1丁目(2～6番(尼崎平野線以南、金塚南北線以西))、阿倍野筋4丁目(1～17番)、阿倍野筋4丁目(18～24番)、 阿倍野筋5丁目(1～9番)、阿倍野筋5丁目(10～13番)、阿倍野元町(1～2番(木津川平野線(松虫通)以北))、 王子町1～4丁目、共立通1～2丁目、三明町1～2丁目、昭和町1～5丁目、 天王寺町北1丁目(1～5番、6番の一部、7～10番(天王寺吾彦線以東))、天王寺町北2～3丁目、天王寺町南1丁目(1番)、 天王寺町南1丁目(2～7番)、天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)、天王寺町南2丁目(8～26番地)、 天王寺町南3丁目(1番)、天王寺町南3丁目(4～12番)、長池町、播磨町1丁目(1～22番(柴谷平野線(南港通)以北))、 阪南町1～4丁目、阪南町5丁目(1～22番(柴谷平野線(南港通)以北))、美章園1～3丁目、文の里1～4丁目、 松虫通1丁目(1～12番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通2丁目、松虫通3丁目(1～4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))、 丸山通1～2丁目、桃ヶ池町1～2丁目
西成区	旭1～3丁目、岸里1丁目、岸里2～3丁目、岸里東1～2丁目、北津守3丁目(1番の一部(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、 北津守4丁目(1～2番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、山王1丁目(2～8番、10～16番(尼崎平野線以南))、山王2～3丁目、 潮路1～2丁目、聖天下1～2丁目、千本北1～2丁目、千本中1～2丁目、千本南1～2丁目、 太子1丁目(2番、3番、6～13番、15番(尼崎平野線以南、堺筋線以東))、太子2丁目(2～4番(堺筋線以東))、橋1～3丁目、 玉出中1～2丁目、玉出西1～2丁目、玉出東1丁目(1～11番(堺筋線(阪堺線)以西))、 玉出東2丁目(2～5番、10～15番(堺筋線(阪堺線)以西))、津守1丁目(1～6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、 津守2丁目(1～6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、津守3丁目(1～3番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、鶴見橋1～3丁目、 出城3丁目、天下茶屋1～3丁目、天下茶屋北1丁目(1～3番、5～6番(堺筋線以東))、天下茶屋東1～2丁目、長橋1～3丁目、 中開3丁目、梅南1～3丁目、花園北1丁目(2～10番(尼崎平野線以南))、花園北2丁目、花園南1～2丁目、松1～3丁目、 南津守1丁目、南開2丁目
平野区	平野上町1～2丁目、平野東1～3丁目、平野本町1～5丁目
東住吉区	今川1丁目、今川4丁目、今川7丁目、今林1丁目(1番(森小路大和川線(今里筋)以西))、北田辺1～6丁目、杭全1～5丁目、 桑津1～5丁目、駒川1～5丁目、住道矢田1～4丁目、鷹合1～4丁目、田辺1～6丁目、照ヶ丘矢田1～4丁目、中野1丁目、 中野3丁目、西今川1～4丁目、針中野1～4丁目、東田辺1～3丁目、南田辺1丁目、山坂1～3丁目、湯里1～2丁目、 湯里4～5丁目
住吉区	上住吉1～2丁目、沢之町1丁目(10番、11番(長柄堺線(あべの筋)以西))、清水丘1～3丁目、墨江1～4丁目、住吉1～2丁目、 千駄2丁目、帝塚山中1～5丁目、帝塚山西1丁目(1番の一部、2～14番(柴谷平野線(南港通)以南))、帝塚山西2～4丁目、 帝塚山東1～5丁目、殿辻2丁目、長峽町、万代2～6丁目、東粉浜1～3丁目
住之江区	安立1～4丁目、粉浜1～3丁目、粉浜西1～3丁目、住之江1～3丁目、中加賀屋1～3丁目、 中加賀屋4丁目(1番、2番、5番、6番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西加賀屋1～3丁目、 西加賀屋4丁目(1～3番、5～7番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西住之江1～2丁目、 浜口西1～2丁目、浜口東1～3丁目、東加賀屋1～4丁目、御崎1丁目、御崎3丁目



※生野区南部地区内を除く

大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口

TEL.06 (6882) 7053

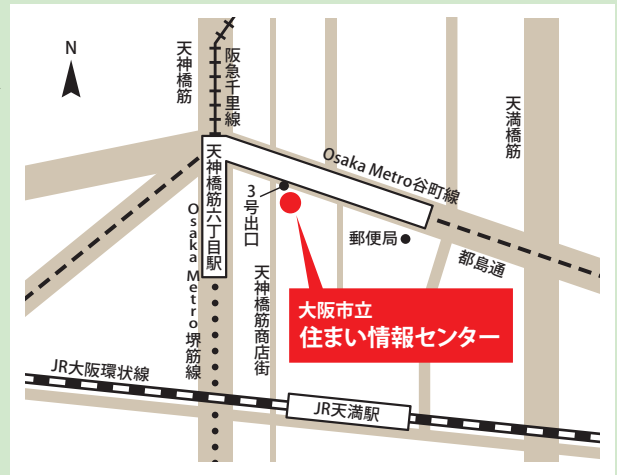
大阪市立住まい情報センター4階 ⑤番窓口

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

営業時間：平日・土曜 9時～17時30分、祝日 10時～17時

休業日：火曜（祝日の場合は翌日）、日曜

祝日の翌日（月曜の場合は除く）、年末年始



Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目駅」3号出口直結
JR大阪環状線「天満駅」から北へ約650m



※生野区南部地区内を除く

大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課

TEL.06 (6208) 9235

大阪市政府7階

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3-20

開庁時間：平日 9時～17時30分 閉庁日：土曜、日曜、祝日、年末年始



生野区南部地区内の



生野区南部地区外の
生野区内の
ご相談もお受けします

大阪市都市整備局 生野南部事務所

TEL.06 (6717) 8266

生野区役所5階

〒544-8501 大阪市長生野区勝山南3丁目1-19

開庁時間：平日 9時～17時30分 閉庁日：土曜、日曜、祝日、年末年始



密集住宅市街地の整備と補助金制度についてのホームページ

▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000255852.html>

注意事項

- ・本パンフレットに記載している制度の内容は、令和7年度のものととなります。
- ・補助金を受けるためには、補助申請手続きが必要です（制度ごとに申請期限・完了期限があります）。
- ・補助金の交付申請前に補助対象となる設計や工事等の契約をした場合は、原則補助金を申請することができません。
（交付申請前に契約（設計契約を除く）をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、ご相談ください。）
- ・各補助制度で、補助対象面積等による補助限度額が別途定められています。
- ・補助金額については、予算の範囲内の額となります。
- ・補助金は、工事費等の支払いが完了した後、大阪市へ請求の手続きをしていただいた上でのお振込みとなります。
- ・補助金は所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。
詳しくは、税務署へお問い合わせください。
- ・建替え・解体に伴い、固定資産税・都市計画税の額が変わる場合があります。
詳しくは、土地・家屋のある区を担当する市税事務所の固定資産税担当へお問い合わせください。

大阪市 密集

検索

